

## ●香川県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年1月15日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

平成22年1月15日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 国分寺中通線（39号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
綾歌郡綾川町粉所西字向山乙148番5地 先から			平成13年香川県告示第798号及び平成15年香川県告示第29号で変更した区域の一部
綾歌郡綾川町粉所西字向山乙152番9地 先まで	23.2～57.5	152	

- 4 供用開始の期日 平成22年1月15日